

保護者向け説明会
令和6年12月12日開催 資料

吉野中学校の 部活動改革について ～地域移行と地域連携～

吉野町教育委員会事務局

1

説明

令和6年12月12日に開催した「吉野中学校の部活動改革について」の保護者向け説明会の内容です。

部活動改革については、全国的に取組が進められており、ニュースや新聞等でもよく取り上げられています。

国や県の動き、そして吉野町が進める吉野中学校の部活動改革の内容についての説明です。地域移行とはどういうことか、地域連携とはどういうことかという解説を交えながら、これから部活動がどのようなになっていくかをスケジュールと併せて説明します。

2

学校部活動が果たしてきた教育効果

○学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者（部活動顧問）の指導のもと、学校教育の一環として教師の献身的な支えにより行われてきた。

異年齢の交流

人間関係の構築

学習意欲の向上

責任感

自己肯定感

連帯感

3

学校部活動が果たしてきた教育効果

中学校部活動には、異年齢の交流、人間関係の構築、自己肯定感・学習意欲・責任感・連帯感の向上など、様々な教育的意義や学校運営上の効果があります。これまでの歴史で学校部活動が果たしてきた役割は非常に大きいものです。このままこの活動を継続していくことが望ましいところですが、全国的に様々な課題がある現状を踏まえ、部活動改革が進められています。

4

吉野中学校 部活動の現状（令和6年12月現在）

部活動名	部員数				顧問・指導者
	総員	1年	2年	3年	
カヌー部	10	1	8	(1)	教員2名・ボランティア指導員2名
バレーボール部	9	3	4	(2)	教員1名・部活動指導員1名 ボランティア指導員1名
陸上部	8	1	1	(6)	教員2名・部活動指導員2名
野球部	15	6	2	(7)	教員2名・部活動指導員1名
水泳部	11	2	6	(3)	教員2名・部活動指導員1名
吹奏楽部	6	2	2	(2)	教員2名
アート部	13	1	8	(4)	教員2名
計	72	16	31	(25)	

- ・生徒数減少により団体競技などでチーム編成ができないなど、活動機会が狭められている
- ・専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める指導体制
- ・主に時間外に行われる平日部活動や休日の大会引率等の負担

5

吉野中学校 部活動の現状

上記は、令和6年度の吉野中学校部活動の現状を一覧にまとめたものです。運動部が5つ、文化部が2つ、合計7つの部活動があります。各部活動には教員が顧問として2名ずつ配置されています。また、部活動指導のため部活動指導員およびボランティア指導員に活動していただいています。

吉野中学校部活動の課題として、「生徒数減少により団体競技などでチーム編成ができないなど、活動機会が狭められている」ことがあります。これには、他校との合同チームを組むなどで対応しています。次に「専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める指導体制」について。これは例えば、カヌー競技などにも指導経験や競技経験がない教員が顧問を務めている状況です。最後は「主に時間外に行われる平日部活動や休日の大会引率等の負担」について。教員は毎週土曜に部活動のために休日出勤、日曜日に試合があれば引率等のため出勤し、連勤している状況です。教員の働き方改革を進める必要があります。

6

「部活動改革」これまでの国・県のガイドライン等

平成30年 3月 平成30年 12月	ス ポ ー ツ 庁 文 化 庁	「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
令和2年 9月	ス ポ ー ツ 庁	「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」
令和3年 10月 令和4年 2月	ス ポ ー ツ 庁 文 化 庁	「運動部活動の地域移行に関する検討会議」設置 「文化部活動の地域移行に関する検討会議」設置
令和4年 6月 令和4年 8月	ス ポ ー ツ 庁 文 化 庁	「運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言」 「文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言」
令和4年 12月	ス ポ ー ツ 庁 文 化 庁	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
令和5年 3月	奈 良 県	「奈良県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針」
令和6年 2月	奈 良 県	「令和8年度以降の中学校部活動の在り方について」
令和6年 3月	奈 良 県	「奈良県中学校部活の地域クラブ活動への移行の手引き」

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動のあり方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動の機会・環境を整備する必要がある。

7

「部活動改革」これまでの国・県のガイドライン等

学校部活動の課題がある中、国は平成30年から本格的に部活動改革への取組を開始しました。

本表は、部活動改革にあたっての国と県の動きを時系列でまとめた資料です。特に、転換期となったのは、令和4年12月にスポーツ庁と文化庁から出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」です。次のスライドが本ガイドラインの概要版となります。

吉野町も国のガイドラインや県の方針に沿って改革を進めており、一定の方針と体制整備が整いましたので、その内容についてお示しするため、説明会を開催させていただいている流れです。

8

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



○少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
○令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
○部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体格格差を解消することが重要。
※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体調・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の日曜日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職就業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困難家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体を取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

9

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン概要版

細かい資料ですが、重要な部分を黄色で囲っています。内容としては、地域移行の受け皿となる地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について明記されており、まずは休日の部活動から検討していくこと、検討するための体制整備を進めること、改革推進期間として令和5年度から7年度までの3年間で可能な限り早期の実現を目指すことなどが記載されています。

これを受けて、全国の市区町村がそれぞれの学校部活動の現状に応じて、地域クラブへの移行に向けて進んでいます。

10

吉野町における部活動改革の方向性

1. 中学校部活動を持続可能にするとともに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境を整備します。
2. 教員の働き方改革のため、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を整備します。



○ 部活動指導員を「学校部活動」に配置 → 地域連携

○ 休日の部活動を「地域クラブ活動」へ移行 → 地域移行

11

吉野町における部活動改革の方向性

さきほどのガイドライン概要版にも記載されていますが、部活動改革の目的としておおきく2点あります。

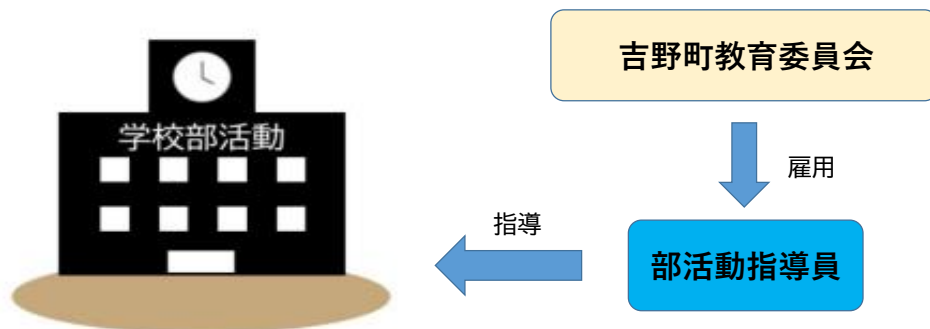
ひとつめは、こども目線から「中学校部活動を持続可能にするとともに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境を整備する」こと。

ふたつめは、教員目線から「教員の働き方改革のため、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を整備する」こと。

これらの目的を達成するため、取組の手法としてあげられるのが、「地域移行」と「地域連携」です。

12

部活動の地域連携とは



これまで教員が主体となっていた部活動に、部活動指導員（学校以外の地域人材）が指導者となって活動すること

13

部活動の地域連携とは

地域連携とは、これまで教員が主体となっていた部活動に、部活動指導員（学校以外の地域人材）が指導者となって活動することをいいます。図のとおり、教育委員会が学校以外の指導者を広報等で募集して、会計年度任用職員として雇用し、学校現場で顧問と協力して部活動の指導にあたっていただきます。雇用にあたっては、これまでの指導履歴や競技歴などを中心に面談等により決定します。

人的補助により、教員（顧問）にとっては部活動指導に関わる時間が削減され負担軽減となり、生徒にとっては、より専門的な指導を受けることができます。これが地域連携です。

14

あなたの情熱と経験を、未来ある吉野の子どもたちのために

登録制

「吉野町 部活動指導員」を募集します

吉野町では、部活動指導の質的な向上と、教員の時間外勤務の縮減・負担軽減が図られるよう「部活動指導員配置事業」を行っています。吉野中学校には7つの部活動があり、各部活動でご協力くださる方を募集します。

「部活動指導員」とは

中学校における学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化等の学校部活動に係る技術的な指導等に従事する学校職員（吉野町会計年度任用職員）です。なお、部活動の地域移行に係る指導者については別途お知らせする予定です。



15

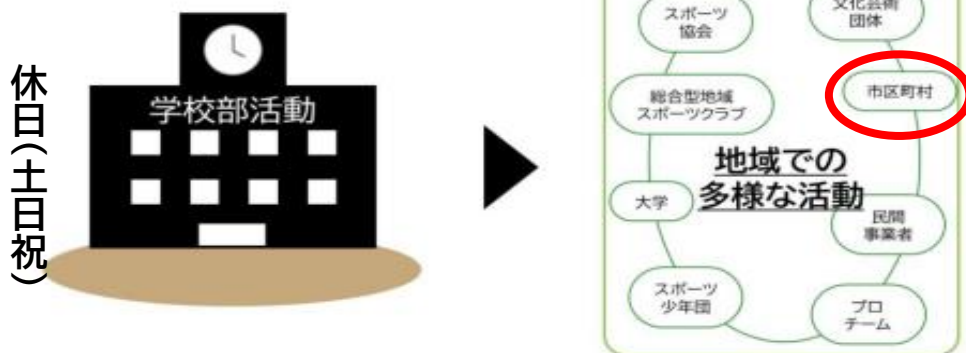
部活動指導員について（地域連携の続き）

地域連携については、吉野町は早くから取り組みを進めており、部活動指導員の配置は既に導入しています。令和6年4月は部活動指導員1名でスタートしました。上記は、広報よしの8月号において、部活動指導員を募集した記事の抜粋です。8月末まで募集したところ、町内外から5名の応募をいただき、書類審査と面接の結果、あらたに4名を部活動指導員として雇用し、現在は5名で活動していただいております。

16

地域移行と地域連携

部活動の地域移行とは



これまで学校が主体となっていた部活動を学校以外の団体等が主体となって活動する地域クラブ活動に移行すること

17

部活動の地域移行とは

地域移行とは、これまで学校が主体となっていた部活動を学校以外の団体等が主体となって活動する地域クラブ活動に移行することをいいます。

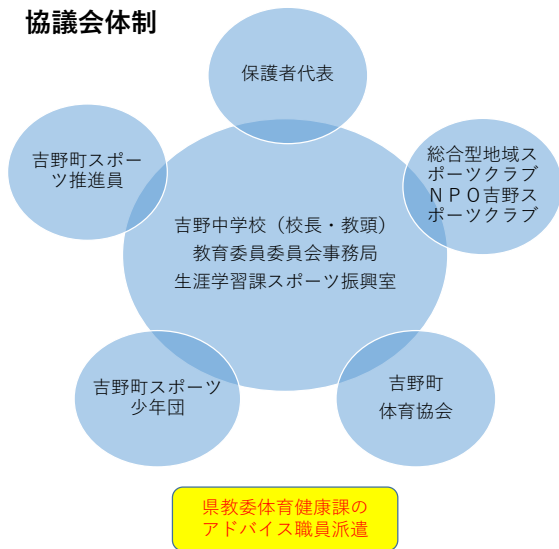
地域移行の「地域」とは、図の右にあるような団体等を指します。これらの団体に学校部活動の内容を活動してもらうこと（地域に部活動に移行すること）を地域移行といいます。

地域移行するには、受けていただく団体等が必要です。協議を進めてきましたが既存の団体等で中学校部活動の全てを受けていただける団体等がありませんでしたので、吉野町立の地域クラブ団体を立ち上げることとなりました。それに至った経緯を次のスライドで説明します。

18

「吉野中学校部活動検討協議会」の設立

協議会体制



協議会構成員

- ・吉野町連合PTA代表
- ・吉野中学校体育文化後援会代表
- ・吉野スポーツクラブ代表
- ・吉野町体育協会代表
- ・吉野町スポーツ少年団代表
- ・吉野町スポーツ推進員代表
- ・吉野さくら学園
- ・吉野町教育委員会

主な協議内容

- ・部活動地域移行ガイドラインの策定
地域移行に向けた具体的方策
地域移行に向けたスケジュール
- ・地域クラブ活動の運営団体の確保
- ・地域クラブ活動の指導者の確保
- ・地域クラブ活動の具体的内容
- ・定期的な情報共有と連絡調整

19

「吉野中学校部活動検討協議会」の設立

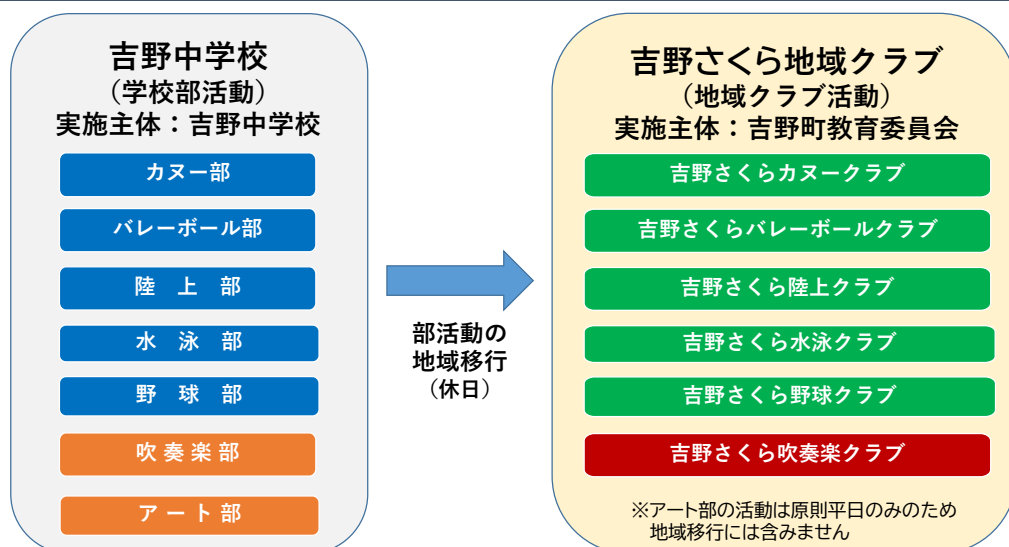
吉野中学校部活動改革について考えるための協議体を8月に設立しました。協議体の中心は学校と教育委員会、構成員は図の右に示す団体の代表者です。PTAからは、連合PTA会長と体育文化後援会会長に参加いただいております。

本協議会では、吉野中学校部活動の地域移行のため、吉野町がどのような地域移行に向けて取り組むかの「ガイドライン」策定について協議しました。そのガイドラインが、資料2の「吉野町地域クラブガイドライン」です。

ガイドラインでは、「吉野町は、令和6年度中に地域クラブを設立し、吉野町教育委員会が運営をする」としています。言い換えれば、吉野中学校生徒を対象とした、吉野中学校部活動地域移行のための、町立の地域クラブができるということとなります。

20

行政主導型「吉野さくら地域クラブ」の設置



吉野さくら地域クラブは、中学生がスポーツ・文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備するため、吉野中学校部活動の地域移行の受け皿として、中学生のスポーツ・文化芸術活動を支援する次の各種目クラブ活動を実施する。

行政主導型「吉野さくら地域クラブ」の設置

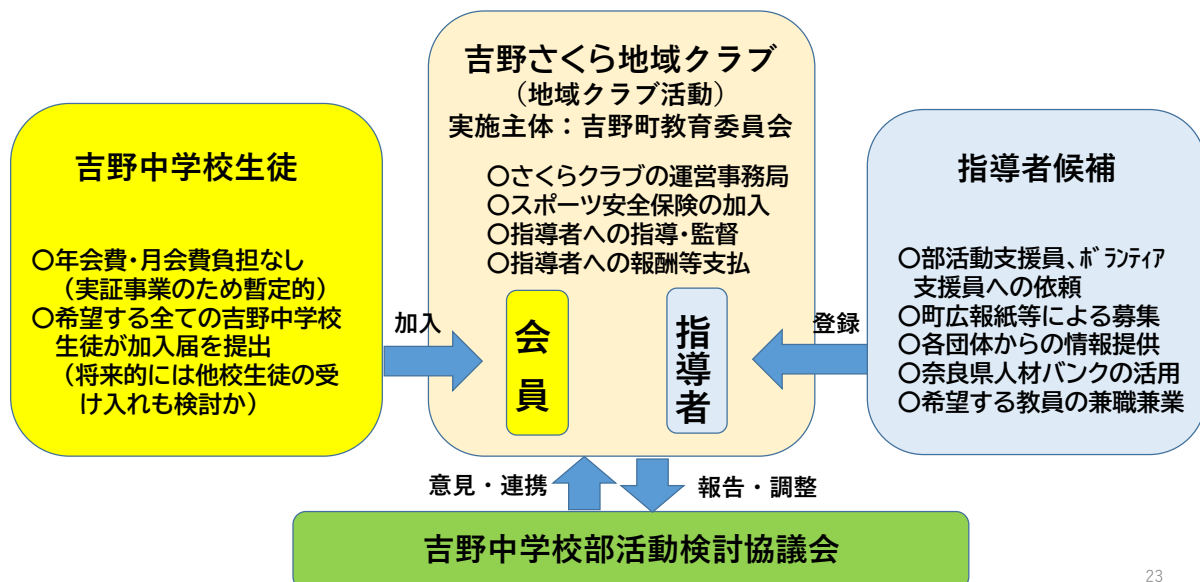
「吉野町地域クラブガイドライン」に基づき、設立する地域クラブを「吉野さくら地域クラブ」とし、資料3「吉野さくら地域クラブ規約」を定め、令和6年12月から順次活動開始します。

吉野中学校7つの部活動の受け皿として、あらたに設立した吉野さくら地域クラブが6種目のクラブを活動します。図に示すように、「カヌー部」の受け皿として「吉野さくらカヌークラブ」、「バレーボール部」の受け皿に「吉野さくらバレーボールクラブ」というように活動に移行させます。なお、「アート部」は土日の活動が基本ありませんので地域移行に含みません。

これらは全て、休日（土日祝）のみの地域移行です。平日は、これからも今までどおり学校部活動として活動します。

詳しくは、別添資料3「吉野さくら地域クラブ規約」をご覧ください。

「吉野さくら地域クラブ」 相關図



23

「吉野さくら地域クラブ」 相關図

吉野さくら地域クラブの実施主体は町教育委員会です。スポーツ安全保険の加入や指導者の指導監督、報酬等の支払を行います。

会員については、吉野中学校生徒を対象とします。将来的には近隣他校生徒の受入を検討しますが、現状は吉野中学校生のみで活動をスタートさせます。

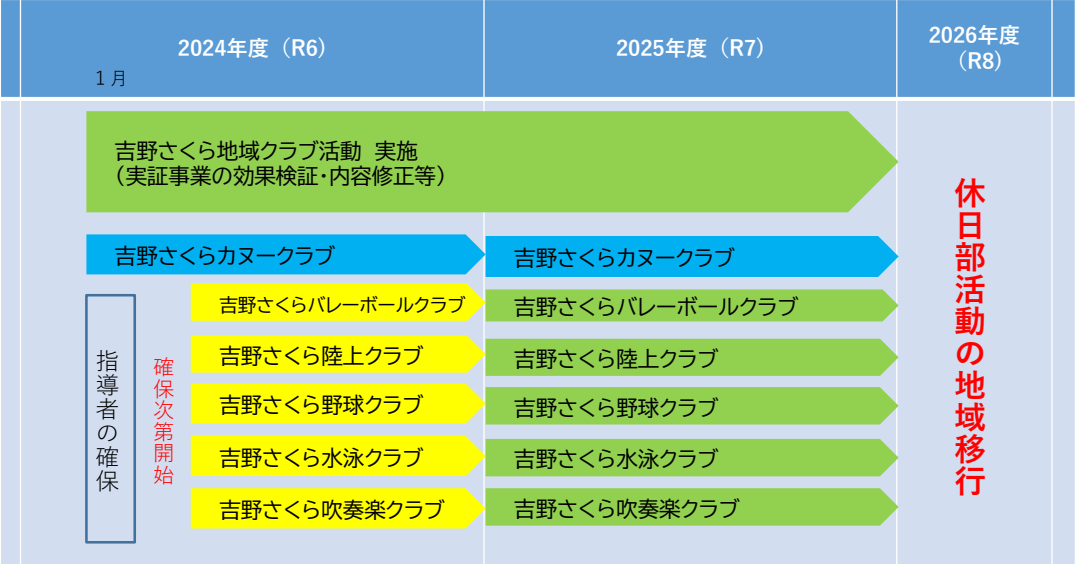
費用負担について、令和7年度末までは移行期間ということもあり、年会費・月会費の負担はありません。但し、令和8年度以降は受益者負担が必要となる見通しです。令和7年度末までは国の補助をいただきながら検討していく移行期間ですので、まずはスタートさせ運営中に適正な方向に修正させていきます。

指導者については、図に示す方法で、吉野さくら地域クラブ指導者として、登録制で指導者を集めていきます。現在は、吉野さくらカヌークラブの指導者のみ揃っている状況です。他の地域クラブの指導者はこれから募集等を行います。保護者の皆様も、ご自身が指導者になっていただいたり、ご推薦いただくなど積極的な関わりをお願いします。

なお、11月に吉野中学校教員を対象に兼業兼職についての説明を行っております。地域クラブ指導者としての活動を希望する教員は、一個人として吉野さくら地域クラブの指導者になります。

24

部活動の地域移行 今後のロードマップ



25

「吉野さくら地域クラブ」今後のロードマップ

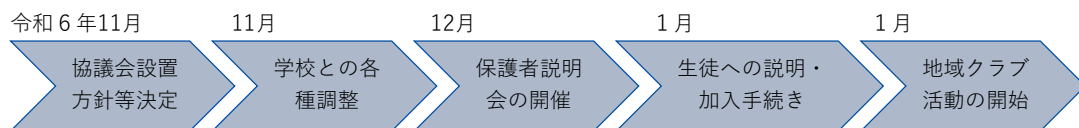
これからの「吉野さくら地域クラブ」のスケジュールです。

現在は移行期間ではありますが、「吉野さくらカヌークラブ」が既に指導者が揃っていますので、会員（こども達）の加入届等の手続きが完了次第、1月から速やかに休日の地域移行を進めたいと考えています。

残りの種目については指導者がまだ揃っていませんので、募集等を行いながら、揃い次第、順次スタートさせたいと考えています。できることなら令和6年度中にと考えていますが少なくとも令和7年度中にはスタートさせ、令和8年4月の本番までに6種目全て地域移行するスケジュールです。

26

「吉野さくら地域クラブ」運営開始に至るまでの合意形成プロセス



・ガイドライン、規約等の決定

・さくら学園教職員説明会
対象：中学校部活動顧問

・保護者説明会
対象：希望する保護者全て

・生徒への説明
対象：中学1・2年

27

「吉野さくら地域クラブ」運営開始に至るまでの合意形成プロセス

「吉野さくら地域クラブ」の運営開始は1月を予定しています。

図に示すとおり、11月までに協議会審議によりガイドラインと規約を決定しました。同月、吉野中学校教員説明会を実施し、今回、保護者向けの説明会開催となりました。1月には、学校と教育委員会より生徒への地域移行説明会を実施し、別添資料3「吉野さくら地域クラブ規約」に定める「加入届」をご提出いただく予定です。繰り返しになりますが、まずは吉野さくらカヌークラブからとなりますが、あらためてご案内いたしますのでよろしくお願いします。

28

説明会後の質疑応答 No.1

Q1. 休日が地域移行になった場合、試合やコンクール等は吉野さくら地域クラブとして出場するのか。

A1. 休日の試合等も地域クラブとして出場を目指していきますが、中体連等の大会参加規定もクラブチームとしての参加にまだ追いついていない種目もあります。まずは土曜の練習を地域クラブで担うところから開始していきます。部活動と連携を取りながら対応していきます。

Q2. 部活動の現状で、吹奏楽は部活動指導員がいないが、これからも教員だけで指導していくのか。また、学校部活動と地域クラブの指導者が異なる場合はどのように連携を取るのか。

A2. 地域クラブの指導者を募集するのと同じく、部活動指導員も引き続き募集し、教員の負担軽減を図っていきます。また、学校部活動と地域クラブの連携方法について具体的な仕組みは未定ですが、地域クラブが学校部活動の受け皿である以上、学校部活動の方針をベースにした地域クラブの活動に向けて、指導者同士の打ち合わせの機会を設ける予定です。

29

説明会後の質疑応答 No.2

Q3. 地域クラブになったとき、学校活動ではなくなることはわかりました。その上で、各種目クラブごとに練習時間が異なったりするのか。活動場所も部活動と同じでさくら学園とするのか。例えば運動公園とするクラブも出てくるのか。また、部活動用に土曜バスがでているが、地域クラブになった場合どのようなになるのか。

A3. 中学校部活動の受け皿であり、町立地域クラブであることから、原則、土曜の午前中の練習時間とそのまま同じ環境で活動します。活動場所も原行同様、吉野さくら学園とカヌー競技場とします。部活動バスも引き続き同じ環境で用意します。

Q4. 各部活ごとに気になることや質問等もこれからでてくると思うので、この説明会以後でも、PTAの意見を学校でとりまとめてほしい。

A4. PTAでも学校でも意見集約をぜひ行っていただいて事務局までお願いします。

30

説明会後の質疑応答 No.3

Q5. 地域クラブの指導者を募集するにあたって、資格等の要件は必要なのでしょうか。例えば審判資格等についてはどうか。

A5. 現状は競技経験や指導者歴を確認しながら面接により決定していますので、高いハードルは設定しておりません。特にこの資格が必要とはしていませんが、今後、種目によっては資格等を設定することはあるかと思えます。

31

まとめ

この事業が成功するかどうかは地域の指導者によるところが大きいと思います。こどもを預けることに足る信頼感が必要です。また、学校部活動と地域クラブ活動の指導者同士の意思疎通やこどもの情報交換等がスムーズにできるような関係が構築できる人間性も必要です。指導者確保が一番の課題です。教育委員会も指導者募集を積極的に進めますが、保護者の皆様からも指導者のご推薦をいただけると大変ありがたいです。情報をお待ちしております。

教育委員会では、いつでもご意見等を受け付けます。いただいた意見は内容によって検討協議会でも審議していきます。

本日はお集まりいただきありがとうございました。

32